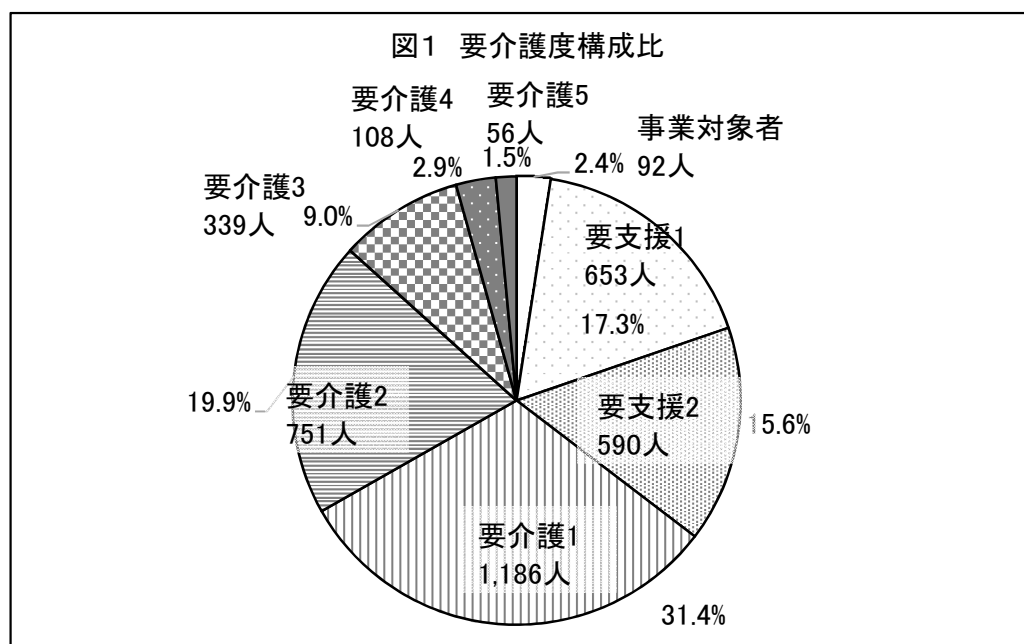


1 事業所所在地と回収率

No.	圏域	回答数	総数 (廃止除く)	回収率
1	八橋	4		
2	川元	8		
3	泉	4		
4	中通	0		
5	東通	2		
6	旭川	4		
7	広面	5		
8	河辺	1		
9	勝平	1		
10	新屋	1		
11	牛島	3		
12	御所野	5		
13	雄和	3		
14	寺内	2		
15	外旭川	4		
16	土崎	4		
17	飯島	1		
18	下新城	2		
19	秋田市外	3		
	計	57	91	62.6%

2 通所型サービスの利用者について、各区区分ごとの利用者数をご記入ください。(単位:人)

事業 対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
92	653	590	1186	751	339	108	56	3,775



3 事業対象者、要支援1、2の利用者について、週あたりの利用回数ごとの利用者数をご記入ください。

図2-1 利用回数の内訳(事業対象者)

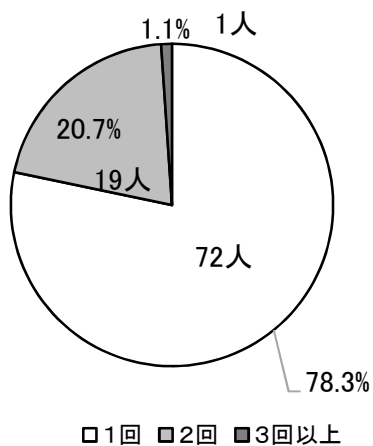


図2-2 利用回数の内訳(要支援1)

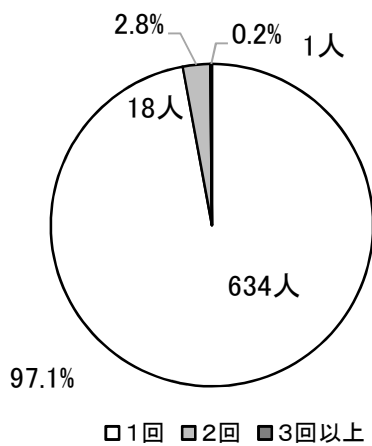
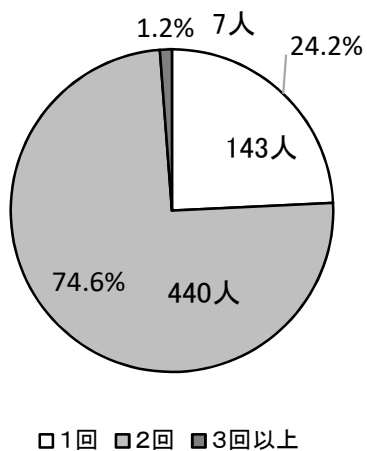
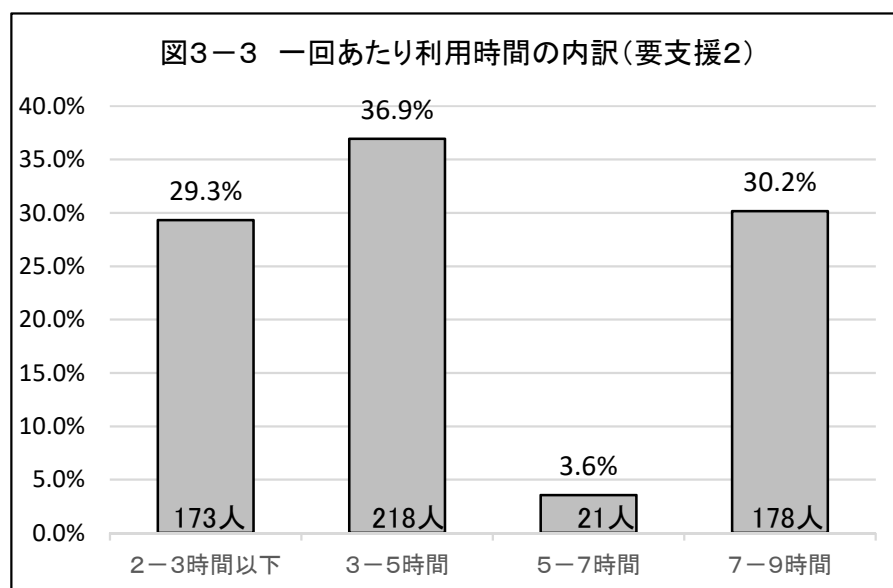
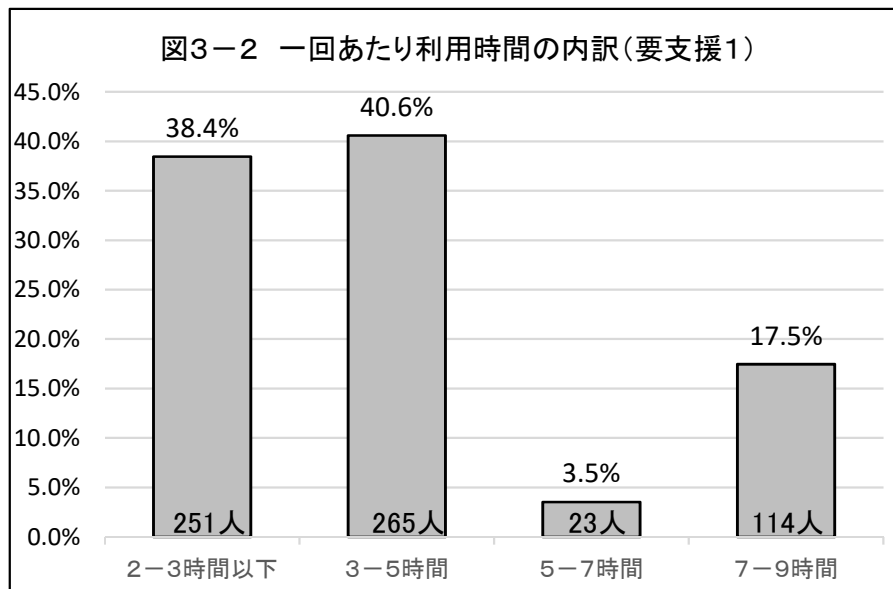
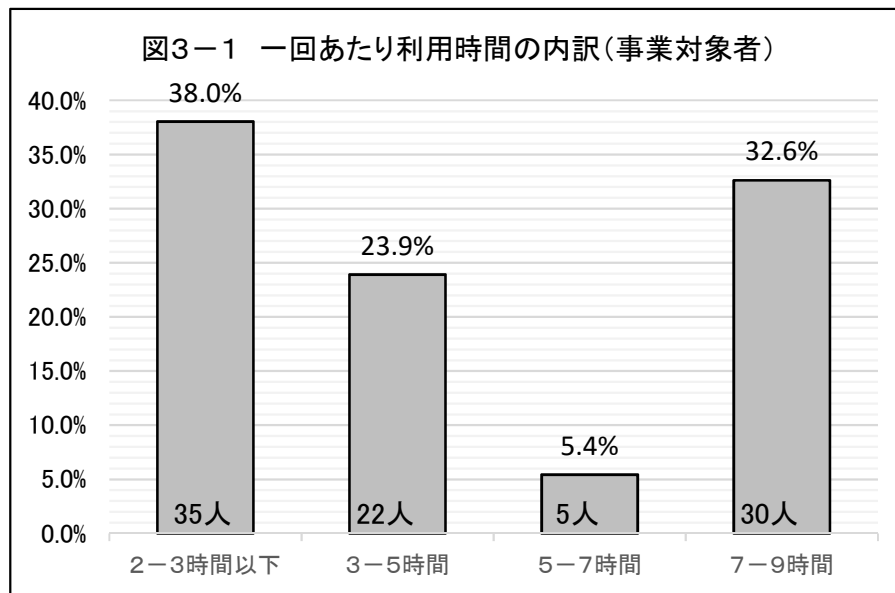


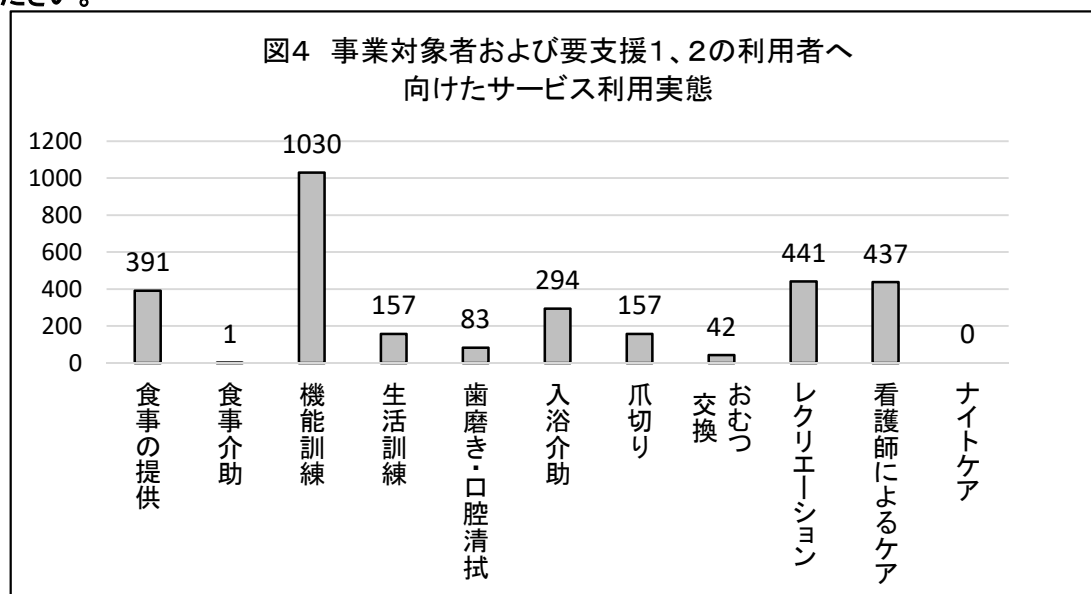
図2-3 利用回数の内訳(要支援2)



4 一回あたりの利用時間ごとの利用者数をご記入ください。



5 事業対象者および要支援1、2の利用者について、次のサービスの利用者数をご記入ください。



6-1 今後総合事業では、従前相当の介護予防通所介護等に相当するサービス(専門的なサービス)だけでなく、緩和した基準によるサービスである通所型サービスAまたはBの実施を検討しています。通所型サービスAまたはBでは対応が難しい、専門的なサービスが必要だと思うケース・内容があれば選択してください。

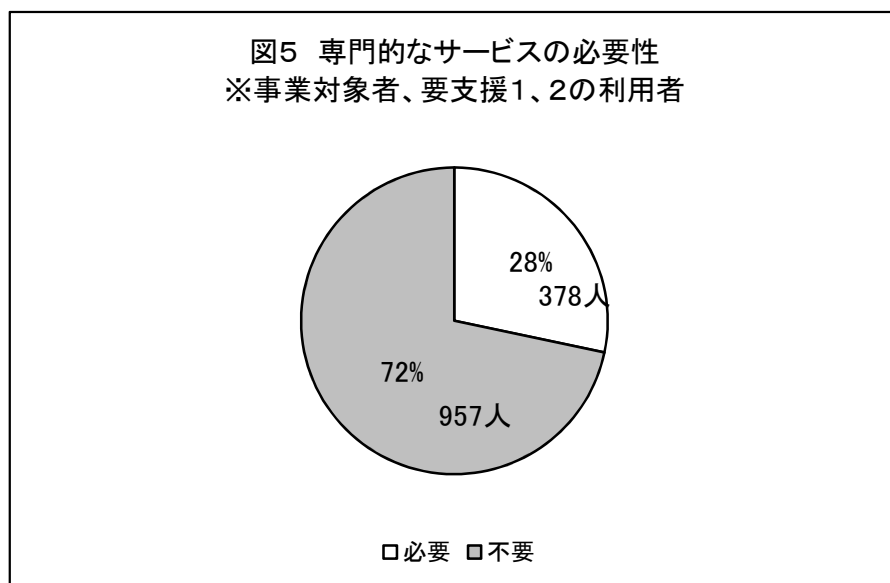
回答	割合	回答数
自宅での入浴が困難	8.58 %	32
認知症	8.58 %	32
送迎が必要	7.51 %	28
精神的に不安定(ひきこもり・うつ病など)	7.24 %	27
自発的な外出が困難	6.97 %	26
疾患により、継続的な観察が必要	6.7 %	25
地域とのつながりが希薄で、住民主体のサービスへの参加を拒否している	6.17 %	23
家族の状況が不安定	6.17 %	23
専門職の指導が必要	5.9 %	22
医療処置が必要	5.9 %	22
適切な食事の提供、栄養管理が必要	5.63 %	21
言語や障がいなどの理由で意思疎通が困難	4.56 %	17
多様なサービスが不足している地域で、行き場がない	4.02 %	15
定期的な見守りが必要	4.02 %	15
食事や排泄に介助が必要	4.02 %	15
レスパイトの必要性が高い	3.75 %	14
要支援または要介護の区分変更中	2.95 %	11
回答未選択	1.07 %	4
その他	0.27 %	1

6-2 6-1でその他を選択した場合は、具体的なケースをご記入ください。

- ・疾患の特性や住宅環境によりA・Bでの対応が難しく、より医療系の専門家がいる場で、安心して過ごしたいというケースがあるように思う。
- ・家族が遠方にいる。自宅に閉じこもりがちであり、訪問者もない。寒くて入浴もしたくない。そのうちに、日付がよくわからなくなる。といったケースは数多い。
- ・単身で孤立している方も多い中で専門的なサービスを受けていることで何らかの早期発見につながっていくのではないかと思います。例えば生活状況や体調面の変化では専門職がいるデイサービスでの役割は大きいと思います。住民主体のサービスで趣味活動などで生きがいを感じられる場所づくりも必要かと思えます。

- ・現在、常勤の理学療法士による専門的な訓練指導をサービスの中心としているため、通所型AやBの単価(低コスト)では経営そのものが成り立たず、撤退するしかない。
- ・独居にて生活していて、精神不安や認知面の発見が遅れるなどのリスクがあると思われる。

6-3 専門的なサービス(従前の介護予防通所介護等に相当するサービス)が必要だと思われるかたの人数をご記入ください。



7-1 従前相当の通所型サービスの提供が必要なケース以外の利用者にサービスを提供する場合についてお聞きします。従前相当の基準の中で、緩和することにより多様なサービスが可能になると考えられる項目を選択してください。

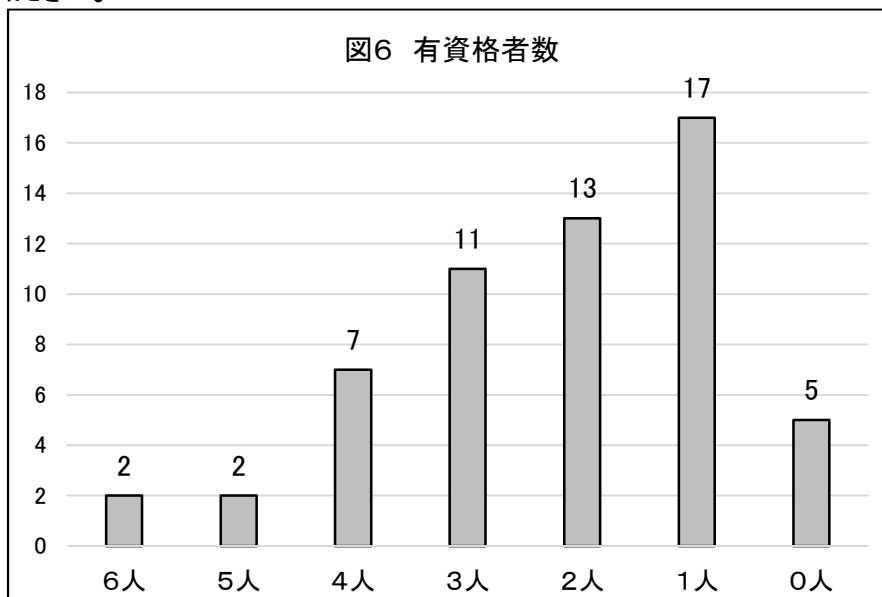
回答	割合	回答数
生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員の配置要件	19.3 %	39
個別サービス計画の作成要件	13.9 %	28
サービス提供時間	13.9 %	28
加算・減算の設定(入浴や送迎など)	11.9 %	24
食堂・機能訓練室の面積要件	10.4 %	21
静養室・相談室・事務室の設置要件	9.9 %	20
管理者の専従・常勤要件	8.91 %	18
定員数	7.92 %	16
回答未選択	2.48 %	5
その他	1.49 %	3

7-2 7-1でその他を選択した場合は、具体的な内容をご記入ください。

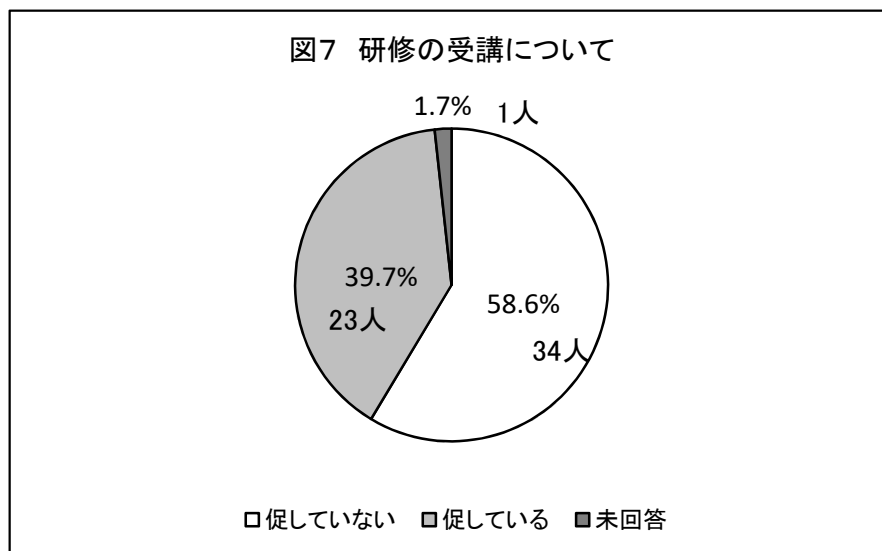
・上記すべてにおいて、緩和することでのメリットはある。しかし、ある一定の質を担保することは難しいので、どこで線を引くか、どのように事業所の特色を出すかの検討が不可避と思われる。

- ・増えていく書類の整理、保管場所の確保が難しくなっていく
- ・人材の配置要件については緩和あればいいと思われます。
- ・休業日の空いた事業所の有効活用により、通所の稼働率が上がる。
- ・常勤理学療法士のエビデンスに基づく専門的な機能訓練の形がサービスの根幹なので、基準緩和によるサービスでは事業そのものが成立し得ない。

8-1 通所型サービスを提供する職員のうち、機能訓練加算の対象となる有資格者の人数をご記入ください。



8-2 上記で回答した職員以外について、研修の受講などによる資格の取得を促していますか。



9 貴事業所が、通所型サービスAを実施するにあたり新たに人材を雇用することを想定した場合、就労希望者の斡旋を希望しますか。

